

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和 6 年 3 月 8 日

収支等命令者

佐賀県唐津保健福祉事務所長 原 和弘

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 委託業務名 | 令和 6 年度唐津保健福祉事務所庁舎警備及び電話取次業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様書 | 委託仕様書による |
| (3) 履行期間 | 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から
令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県唐津市大名小路 3-1 唐津保健福祉事務所 |

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、(10) の資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成 2 年佐賀県告示第 444 号）第 1 条第 1 項に規定する入札参加資格のうち令和 3 年度～5 年度の警備業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 佐賀県内に本店の住所を有し、唐津市又は東松浦郡玄海町に本店、支店又は営業所等を有するもので、緊急を要する事態等に迅速な対応ができること。
- (7) 巡回警備を行っている者であること。

- (8) 警備員は、3年以上の実務経験を有するものであること。
- (9) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではないこと、及び次のイからキまでに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加しようとするものは、入札参加届と関係資料を令和6年3月18日（月）午後5時までに下記の担当課に持参又は郵送（18日午後5時までに担当課へ必着）してください。
- (2) 提出資料は、下記のとおりとします。
 - ① 入札参加届（様式第1号）
 - ② 営業概要書（様式第2号）提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。
(提出された個人情報、入札参加資格の審査のために使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。)

担当課 〒847-0012 佐賀県唐津市大名小路3-1

佐賀県唐津保健福祉事務所 企画経営課 総務担当

電話 0955-73-4185

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
3の担当課に同じ
- (2) 入札説明書の交付方法
令和6年3月8日（金）から同月18日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、上記（1）において交付します。

また、佐賀県のホームページからも入手できます。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時 令和 6 年 3 月 26 日 (火) 午後 2 時 30 分

イ 場所 唐津市大名小路 3-1 唐津保健福祉事務所 2 階大会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とする

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

5 その他

(1) 最低制限価格の設定

佐賀県財務規則第 107 条第 1 項の規定に基づき最低制限価格を設定します。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 103 条第 3 項第 2 号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号の規定により免除します。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) 次の各号のいずれかに該当するものが行った入札は無効とします

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において 入札を公

正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

① 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

なお、入札の結果、最低制限価格を下回る価格で申し込みをした者がある場合には直ちにその者を失格とします。

② 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

③ 前記①、②において落札者とすべきものがない場合は、再度の入札（第1回目を含め3回を限度）を行います。

④ 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

(7) その他

① 提出された書類は返却しません。

② この公告に掲げる入札は、議会において当該委託業務に係る予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。

(8) 問合せ先

唐津保健福祉事務所 企画経営課 総務担当

電話 0955-73-4185